

食安検発第1224001号
平成20年12月24日

各検疫所長 殿

食品安全部企画情報課検疫所業務管理室長
(公 印 省 略)

計画輸入期間中の事故発生時の取扱いについて

輸入小麦等の計画輸入期間中における事故発生時の取り扱いについては、平成20年11月11日付け食安検発第1111002号「輸入小麦の事故品に係る調査について（調査依頼）」に基づく調査において、検疫所及び輸入者等関係事業者が、食品衛生法上必要な手続きを行っていなかった事例があったことが判明したところです。

については、各検疫所においては、計画輸入期間中における事故発生時について、食品衛生法施行規則第32条第4項のただし書き及び第6項に規定する輸入届出の提出及び事故発生届の提出等、食品衛生法上必要な手続きを確認の上、関係事業者に対して、これらの手続きの適切な実施について指導方よろしくお願ひします。